



藤枝で作品展や期間限定のお店を開いてみませんか？

空き店舗活用チャレンジ事業費補助金

市内の空き店舗（空き家含む）や、商業施設の空き区画、現に営業している空きスペースの活用を図るため、一時的に空き店舗等を活用する個人・団体に対し、使用料の一部を支援します。

■支援内容

補助対象経費	空き店舗活用チャレンジ事業に要する経費のうち、 空き店舗等の使用料
補助率	補助対象経費の2／3以内（複数回申請が可能で、上限8万円／年間）
補助対象者	市内の空き店舗又は商業施設の空き区画、現に営業している店舗の空きスペースを一時的又は定期的に活用する個人及び団体 ※申請にあたっては以下に該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、静岡県消費生活条例にもとづく不当な取引行為の指定に定める営業活動を行おうとするもの ・空き店舗等の所有者、当該所有者と生計を一にする者、若しくは2親等以内の親族（法人等団体を含む） ・市税を滞納しているもの ・必要な許認可・資格等を取得していないもの ・その他市長が不適当と認める活動等を行っているもの

※商業集積地における高齢者のコミュニティの場づくりに寄与する取組や起業・創業または開業に繋がるテストマーケティング等で、かつ昼間の賑わいや街のイメージアップに繋がる事業と認められる場合に限りです。

■募集時期 随時募集（※事業開始前に補助金申請を行う必要があります。）

■補助金申請手順 下線部は申請者が行う手続き

- ①**補助金交付申請書**の提出（所有者の同意書を添付し、市商業観光課へ直接提出）
→市：申請された内容を審査し、補助金交付の可否を決定
- ②**事業開始**（交付決定前に事業着手は行えない）
- ③**事業完了**
- ④**実績報告書**の提出（事業完了後、速やかに市へ直接提出）
→市：報告内容を確認し、交付確定の可否を決定
- ⑤**補助金請求**（補助金交付確定書類受領後、14日以内に市に対して請求書を提出。）
→市：補助金交付手続きを行う。

【お問い合わせ】

藤枝市産業振興部 商業振興課 商業係
 〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15番25号（南館2F）
 電話 054-643-5250 FAX 054-631-9082
 藤枝市ホームページ：<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>
 ※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

起業したいけど、私のビジネスは、ニーズがあるか調査したい。

